

平成30年度 秋の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 秋の交通安全市民運動

期 間：平成30年9月21日(金)～30日(日)までの10日間

重点事項：高齢者の交通安全、ドライバーの交通安全、夕暮れ時・夜間の交通安全、後部座席も含むすべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

イ 自転車安全利用促進強調月間

期 間：平成30年11月1日(木)～30日(金)までの30日間

重点事項：自転車の安全利用促進

(2) スローガン マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～



(3) 主要実施事項

ア 秋の交通安全市民運動

◇高齢者の交通安全 ～加齢に伴う身体機能の変化を自覚しましょう～

- ①加齢に伴う身体機能の変化により交通事故の危険性が高まることを、自らが理解しましょう。
- ②運転に自信のない方は、運転免許の自主返納を検討しましょう。

◇ドライバーの交通安全 ～横断中の歩行者に注意～

- ①ドライバーは、横断歩道等で歩行者を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した運転を行いましょ。

◇夕暮れ時・夜間の交通安全 ～深夜の死亡事故発生～

- ①歩行者や自転車利用者は、夕方や夜間に外出する際は、ドライバーからよく見えるように、反射材を着用し、明るく目立つ色の服装をするとともに、交通ルールを遵守しましょう。
- ②ドライバーも自転車利用者も、夕暮れ時にはライトを早めに点灯しましょう。

◇後部座席も含むすべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底 ～シートベルト・チャイルドシート着用を確認してから発車～

- ①子どもが乗車する場合は、体格に合ったチャイルドシートの着用を徹底するとともに、取扱説明書をよく読んで、正しく使用しましょう。
- ②ドライバーは、自らがシートベルトを着用するのはもちろん、すべての者がシートベルトを着用したことを確認してから発車しましょう。

イ 自転車安全利用促進強調月間

◇自転車の安全利用促進 ～自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう～

- ①自転車安全利用五則を周知徹底しましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

- ②子どもと高齢者は、ヘルメットを着用しましょう。
- ③自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。(損害保険の保障期間は、原則1年)

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 秋の生活安全市民運動

期 間：平成30年10月11日(木)～20日(土)までの10日間

重点事項：住宅対象侵入盗の被害防止、自動車盗の被害防止、振り込め詐欺の被害防止、
子どもの安全を守る活動の推進、暴力団排除活動の推進

イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

実 施 日：平成30年11月26日(月)

重点事項：自転車盗の被害防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

ア 秋の生活安全市民運動

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ①短時間の外出や家にいる時でもカギかけを徹底しましょう。
- ②窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、防犯カメラの設置や住宅周囲の見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。
- ③普段からあいさつをする、長期間留守にするときは近所に声をかけるなど地域の連携を深め、空き巣等に対する地域の目を強化しましょう。

◇自動車盗の被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう
- ②ハンドルロック器具や警報機などの盗難防止機器は、なるべく組み合わせて活用するようにしましょう。



◇振り込め詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、大事な電話か判断しましょう。また、家族や親類、親しい人に在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②携帯電話を使用しながらATMを操作している高齢者を見かけたときは、「還付金の手続きですか」などと声を掛けて、被害を未然に防ぎましょう。



◇子どもの安全を守る活動の推進 ～子どもだけで行動する時間帯に注意～

- ①防犯ブザーやホイッスルなどの防犯用品を玄関などの目のつきやすい場所に置き、外出時には携帯させるようにしましょう。
- ②登下校時の見守り活動や、不審者情報の連絡・対応など防犯対策を徹底しましょう。

◇暴力団排除活動の推進 ～恐れない・利用しない・協力しない・交際しない～

- ①市民の安全で平穏な生活を守るため、警察等関係機関との連携を一層強化し、地域住民が一体となって暴力団排除のための活動を推進しましょう。
- ②暴力団を恐れることなく毅然と対応し、トラブル解決などに暴力団を利用しないようにするとともに、暴力団から不当な要求を受けた場合は、警察に相談しましょう。

イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

◇自転車盗の被害防止 ～盗難の約5割が施錠なし～

- ①丈夫なワイヤー錠などを活用し、ツーロックにするようにしましょう。
- ②自転車から離れるときは、少しの時間でも必ずカギをかけるようにしましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 市民経済局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,300部 通番48号

交通安全・生活安全ニュースは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。